

京都府公立学校退職教員教育サポートシステム登録要領

1 目的

この要領は、京都府公立学校退職教員教育サポートシステム設置要項（以下「設置要項」という。）に基づき、京都府公立学校退職教員教育サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）への登録に必要な事項を定めるものとする。

2 登録対象者

設置要項第4項に規定するところによる。

○設置要項第4項「登録対象者」

府立及び市町村（組合）立（京都市立を除く。以下同じ。）の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教員等（校長、教頭（副校長）、総括主事、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習助手又は寄宿舍指導員）を退職した者（当該年度末に退職予定の者を含む。）のうち、登録しようとする年度の年度末年齢が65歳未満である者を登録対象者とする。

3 登録方法

サポートシステムに登録を希望する者は、京都府公立学校退職教員教育サポートシステム登録票（別記様式）（以下「登録票」という。）に必要事項を記載し、次により提出するものとする。

(1) 既退職者の場合

登録票を京都府公立学校退職教員教育サポートシステム事務局（以下「事務局」という。）に郵送又は持参により提出（随時受付）するものとする。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部教職員課
京都府公立学校退職教員教育サポートシステム事務局
(京都府庁3号館4階)

(2) 当該年度末退職予定者の場合

ア 府立学校に勤務する者にあつては、登録票を別に通知する日までに、所属校の校長を通じて事務局に提出するものとする。

イ 市町村（組合）立学校に勤務する者にあつては、登録票を別に通知する日までに所属校の校長、所管の市町村（組合）教育委員会及び教育局を通じて、事務局に提出するものとする。

4 登録票の有効期限

登録票の有効期限は、登録者が満65歳になった年度の年度末までとする。

5 登録事項の変更及び抹消の届け出

登録票に記載した内容に変更が生じた場合又は登録を抹消したい場合は、上記3に準じて速やかに登録票を提出するものとする。

なお、登録者が65歳になった年度の年度末をもって登録は抹消するものとし、抹消に係る手続は要しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年度のサポートシステム活用対象事業等に係る登録から適用する。
- 2 平成20年度の試行に係る登録者については、再度の登録票の提出は不要とする。